

## 第7回大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会 議事要旨

日時：平成26年8月19日（火） 午前10時00分～11時55分

場所：大阪狭山市役所 第一会議室

出席：＜委員＞

今西委員長、新坊副委員長、安藤委員、山村委員、松島委員、花田委員、片本委員、菊屋委員、青森委員、田畑委員、竹口委員

＜事務局＞

谷こども育成担当部長、田中教育部理事、田中こども育成室長、中川学校教育グループ課長、能勢教育総務グループ課長、石川学校給食グループ課長、西野歴史文化グループ課長、寺本社会教育・スポーツ振興グループ課長、松本こども育成室次長、荒川主幹、中村主任、コンサルタント

次第 1.開会

2.審議事項

- ・施策体系表について
- ・施策の展開（基本方針1の主な取組）について
- ・施策の展開（基本方針2・3の現状と課題、施策の方向性）について

3.その他

今後のスケジュール

- ・次回会議予定について

4.閉会

1.開会

2.審議会事項

施策体系についての審議

資料確認

委員長： 前回は施策体系表の修正案について審議してもらった。基本方針1の現状と課題、施策の方向性について取り上げたが、その修正内容の確認をしてもらいたい。次に、施策展開の基本方針1・2・3についてである。特に1については、主な取組についても議論したいと思う。2・3については、重点項目は上がっているの、次回以降に検討することになると思う。まずは、施策体系表の修正案について、事務局の方から説

明してもらいたいと思う。

事務局 : 施策体系表修正案についての説明。

委員長 : 重点目標と取組施策について説明があったが、意見や質問はあるか。

委員 : 基本方針 4・5 について、基本方針では「生涯にわたるスポーツ・学習活動を支援します」、重点目標は「スポーツ活動の推進」「社会教育・文化芸術の振興」となっているが、言葉の使い方がしっくりこない。整理が必要なのではないか。また、具体的課題全体に言えることであるが、例えば一番上の「子ども・子育て新制度の施行に向けた事業の見直し」では施策部分まで書いてあるが、「市立幼稚園の児童数減少」は課題しか書いていない。方針まで書いてあるものと書いていないものがある。これでもいいが、統一した方がいいのではないか。

委員長 : 2点質問があった。まずは、基本方針 4・5 についてである。重点目標が整理されていないのではないかという意見である。生涯教育と社会教育の区分が一般社会では理解されていない。もう少し広い言葉にしてもいいのではないか。「振興」という言葉は行政用語なので、「推進」に変えてもいいのではないか。これは今回の議題ではないので事務局で検討し、案を出してもらいたいと思う。2つ目の質問では、具体的課題についてである。課題というのは、問題解決のためにどうするかというものである。問題点の指摘、課題の設定、方針という流れになると思うが、どれかにしぼった方がいいのではないかという意見である。これも事務局の方で整理してもらいたいと思う。施策体系の修正案について、他に意見はあるだろうか。次の議題に進みたいと思う。基本方針 1 の主な取組について事務局の方から説明をしてもらいたいと思う。

事務局 : 基本方針 1 の主な取組の説明

委員長 : (1) ~ (6) までであるが、とりあえず (1) と (2) について説明してもらった。まず、重点目標 1 について意見はあるだろうか。

委員 : (1) の現状と課題についてである。真ん中の行、「学校・家庭・地域が役割分担をしながら」とあるが、「役割分担」とはどのようなことなのだろうか。もう少しはっきり書いた方がいいのではないか。

- 委員長 : P 1の現状と課題の9行目、「学校・家庭・地域が役割分担」というのをもう少し具体的なものにしてはどうかという意見である。事務局は何か考えはあるだろうか。今の発言は、「役割分担」が具体的ではないということである。
- 事務局 : 少し検討したい。
- 委員 : 皆さんそれぞれの立場で思いが違うと思う。はっきりした方が、機能的に連携していく中で重要ではないかと思う。
- 委員長 : 皆さんから意見をもらいたい。どうだろうか。
- 委員 : 「めざします」等の文言があるが、誰が進めるかが分かりにくい。自分達もやらなければ、という思いも入れなければならない。全く関係のない人が読んでも分かるようなきっかけをつくらなければならない。
- 委員長 : 今言ったことを私なりにまとめると、それぞれが責任を持ちながら協力することが必要であるという意見である。
- 委員 : 「役割分担」を明記した方がいいという意見が出たが、基本方針3で学校・家庭・地域という項目があるので、ここはこれぐらいで置いておいてもいいのではないか。
- 委員 : どこかにはっきり書かれていればいい。
- 委員長 : ここは少しぼやけているかもしれないが、置いておくということでもいいだろうか。
- 委員 : P 2の で「地域子育て支援拠点事業」とあるが、今やっているなら「 」印で注釈を付けてはどうか。
- 委員長 : 「地域子育て支援拠点事業」をやっているのなら、注釈を付けてはどうかという意見である。事務局どうだろうか。
- 事務局 : 用語説明で追加したいと思う。
- 委員長 : 「私立幼稚園との連携」について書かれていないが、「私立幼稚園との連

携」が課題にあがっている。どのようになっているのだろうか。

委員長 : 「私立幼稚園との連携」が課題にあがっているが、ここではどのようになっているのかという意見である。

委員 : 私立幼稚園との連携はなかなか難しいのではないかと。私立の幼稚園は経営するためには、園児の確保をしなければならないというところがある。私学は独自の教育方針でやっている。

委員 : 「子ども・子育て支援新制度」というものが出てきている。今までは接点が無かったが、新しい制度になると接点が出てくる。新しい取組をしなくても連携は出てくる。その中で、大阪狭山市の子ども達が地元の小学校に行くときにどのように繋がっていくかということを考えなければならない。

委員 : 制度が変わるのか。料金も変わるのか。

委員 : 負担能力に応じてということになる。保育園がそうであるが、幼稚園も同様となる。

委員長 : 5歳児の無償化という流れがある。要するに義務教育化である。狭山の子は狭山の小学校に行くので、連携は必然的に出てくる。

委員 : 私立、公立、保育所も含めて幼児教育全般として考えていこうということか。

委員長 : 2006年の教育基本法の改正で、その様な考え方ができている。次に行きたいと思う。P3、4「社会の変化に即した新たな学びの展開」について事務局から説明があったが、それについてどうだろうか

委員 : 重点目標2の主な取組にあるICT機器の活用の説明が入っていないのではないかと。この「図書館教育の充実と読書活動の推進」は、こういうものを読んだら学力が上がるという捉え方だと思うが、どこかの県や市で読書をしたことによって学力が上がったという資料があるのかどうか。そのような資料があるなら出してほしい。

委員長 : 1点はICTの問題についてである。P3の一番下に「ICT機器の活

用や効果的な教材教具」とあるが、もっと具体的にという意見である。どうだろうか。ICTの問題は非常に難しいところがある。特に学校は判断が厳しい状況にある。

委員 : 「ICT機器の活用」というのは具体的にどのようなものなのか。

委員長 : 簡単に言うといろんな情報機器である。教材的なものもあれば、携帯、スマートフォンも含めたものである。良い所だけ取って、悪い所は抑えこめたらいい。大変難しい問題である。教育委員会は苦労していると思う。

委員 : ICTと読書は相反すると思う。「読書eプラン」というのは、ICTを活用した読書なのだろうか。分かりづらい。

委員長 : 読書については置いておいて、ICTについて何か意見はあるだろうか。事務局は何かあるだろうか。

事務局 : 説明を加えるということにさせてもらいたい。

委員 : 自分の子どもの話になるが、スマホや電子辞書などを使うが、辞書を引かない。電子辞書を使うと、その単語だけが出てくる。辞書を開くということは、前後の文字も目に入るので勉強になると思っている。今は一つのことを調べると一つのものしか出てこないというのは、子どもにとっていいのだろうか。

委員 : 「研究開発を推進」とあるので、その様なことも含めて研究開発していくということであろう。

事務局 : 説明不足なので付け加えなければならないと思う。授業づくりでのICTというのは、デジタル教科書や液晶プロジェクターにいろんなものを映して行う授業の中での活用である。今まで教科書で静止の写真を見ていたものを動画で大きく映すことにより、子ども達がそれについて話し合うというような使い方である。個人で使うICT機器などではない。今の子ども達は視覚の文化の中で育ってきているので、活字だけでは情報を得にくいところがある。すべての学校で、大型テレビやプロジェクターを入れている。それを、効率良く先生達が使えよう授業づくりを考えているということである。

- 委員長 : 7、8年前だったか、狭山の中学校のICT教育が非常に有名であった。読書についてはどうだろうか。「読書eプラン」というものが出てきている。文部科学省の読書推進委員をやっていたが、私の知る限りでは、読書をしたことにより学力が上がったというデータはない。しかし読書の結果、人に関心を持ち、意欲が高まったというデータは出ている。直接因果関係があるかというのは分からない。国が読書をすごく進めている。文科省の大きな重点項目になっているので、ここで取り上げられているのは唐突ではないと思っている。
- 副委員長 : 読書は国際的に見ても重要視されている。図書館教育とICTというのは相反するものではない。ICTのテクノロジーがどんどん進んでいく中で、これを使わざるを得ないという社会に生きている。読書を通して、様々な知識や情報を得たことにより、いろんな人とのコミュニケーションを行っていく。子ども達にとって重要なのは、意欲を持って学び続けるという姿勢である。図書館の重要性は国際的にも語られているので、入れておくべき重要な部分であると思う。
- 委員 : 幼稚園では紙芝居を毎日使っている。子どもに字を教えたい、絵本を通して言葉を読み取り感じ取って伝えられるようにという思いはあるが、急には無理である。おもしろかった、楽しかった、怖かったと感じたことは豊かさに繋がる。本が好きということで、人生の楽しみの一つになるのではないか。
- 委員 : 他は大まかに書かれているが、だけは「読書eプラン」と具体的なことに違和感があった。
- 委員長 : 「読書eプラン」というのは、0歳児から中学卒業に至るまでのもので、キャリア的な流れで読書のあり方を計画している。狭山が全国的に自慢できる取組の一つだと思っている。子ども達が本を読むことを頑張っているのだから、ここに入れてもいいのではないか。
- 委員 : 「読書eプラン」とあるが、「e」といえば、インターネットという言葉が思い浮かぶ。もう少し詳しく教えてほしい。
- 事務局 : everyday、everyone、everywhereなどのeveryを取った「e」である。

- 委員長 : これは狭山独自のものである。
- 委員 : 少し注釈をしておいた方がいい。
- 委員長 : 次に P 5、6 の重点目標について事務局にお願いしたい。
- 事務局 : 重点目標 ( 3 ) ( 4 ) についての説明
- 委員長 : 重点目標 ( 3 ) ( 4 ) についての議論に入りたいと思う。P 5、6 の「子ども理解と支援教育の推進」について意見はあるだろうか。
- 委員 : 「発達障がい等の早期支援」や「すべての子どもを対象とする取組を推進します」とある。私が小学校 1 年生ぐらいの時、クラスで授業中に立ち歩く子がいた。小学 6 年生まで同じ教室で勉強していた。保護者はその子が立ち歩いたり、騒いだりすることによって授業が進まなくなることが心配するが、あまり言えない。中学になると、発達障がいということで別の教室に移った。その子にとって、普通の教室にいるのがいいのかどうか。早期発見すれば早期支援ができる。教育委員会から障がいの話を出すのか、親からの申し出を待つのか、どのような仕組みになっているのか聞きたい。
- 事務局 : 保護者の気づきもあるが、学校や幼稚園側の気づきもある。気がついた時に保護者に伝えている。検査の補助もしている。保護者の方も個別に対応してもらいたいといったニーズが高まってきている。どうしても普通の学級がいいという人は昔に比べると減ってきている。普通の学級で楽しく学習活動が出来るような支援の研究をしているところである。
- 委員長 : 人権のことを踏まえなければならない。学校の先生はその辺が苦労する。私が若い頃はなかなか親が認めなかったが、最近の親は積極的に子どものことを見ている。親御さんのための相談システムが整備されている。受け皿になることが我々の仕事であると思っている。しかし、発見するのはなかなか難しい。大学生で、少し疑問に思う子がおり、ゼミの学生だったので、親御さんと呼び勉強の話をしつつ医療機関に行ってみてはどうかと勧めた。こちらから障がいがあるとは言えない。親御さんはびっくりしていたが、その後すぐに病院へ行き、大学を辞めた。私が言ったからかは分からないが、医療機関との相談の結果かもしれない。そのような事もあるので、この問題はなかなか難しい。人権の問題が非常に

深く関係している。人権を大事にしつつ子ども達の学習をどのように保障するかということが課題である。

委員 : 発達障がいも含めて病気になるのか。

委員長 : 障がいがあるということは病気ではないか。間違っているかもしれない。

委員 : 障がいというのは全体的なものなのか、そこの説明がほしい。

副委員長 : 障がいは身体的なものだけではない。情緒の障害もあれば、知的障害もある。広く捉えてもらいたい。

委員長 : 「インクルーシブ」という言葉を使っているので、大阪狭山市の大きな目安かと思う。

委員 : 「支援教育」という言葉は世の中に通用している言葉なのだろうか。

委員長 : 国は学校において「特別支援教育」という言葉を使っている。特別支援を必要とする子ども達という言い方をすることもある。

副委員長 : 文科省が「特別支援教育」という言葉を使っている。

委員 : 「発達障がい」というのは新しい言葉に聞こえる。「支援教育」も新しい言葉に感じる。差別的な用語に感じる。

副委員長 : 大阪は人権教育が進んでいる。文科省が「特別支援教育」という言葉を使っているが、支援を要する子ども達は、障がいがあるなしに関わらずたくさんいる。特別なことではないということで、「特別」という言葉は取り、大阪の学校現場は広く、「支援教育」という使い方をしている。

委員長 : 昔、国は「特殊教育」と言っていた。それは響きがおかしいということになった。今の説明で理解してもらえただろうか。

委員 : 地域には支援が必要な人へのちょっとした相談ごとでも相談できる場所があるのか。

事務局 : 地域には相談場所はないが、市内には保健センターがある。関わりはそ

こで持ってもらえる。発達障がいは、子育て支援センターで1週間に1回、訓練活動をしている。専門家が訓練活動後も、相談に乗ることもある。

事務局 : 「フリースクールみ・ら・い」というものがあり、教育委員会で電話予約ができる。就学前には相談窓口がある。

委員長 : 狭山は大きなまちではないので、地域ではなくまちで受け入れる体制ができています。

委員 : 周りの方で認めたくないという保護者がいる。幼稚園からも声をかけたりしている。ちょっとした心配事を相談できる場所があればいいと思う。周りから、なぜあの子はあんな感じなのかと言われる前に対策ができればいい。

委員長 : 他にあるだろうか。P 7、8にいきたいと思う。「豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進」についていかがだろうか。

委員 : 「いじめ防止基本方針に基づく取組の推進」の「大阪狭山市いじめ防止基本方針を策定」と「学校いじめ防止基本方針を策定」というのは、現在進行しているものなのか。「食育の推進」について、「食に関する知識を学び」とある。つい最近、和食が世界遺産に登録された。給食センターでの会議で、和食を取り入れるかと聞いたが、取り入れないという回答だった。食育で食に関する知識を学ぶのに、和食を取り入れないことに疑問をもった。

委員長 : 2点質問があった。まず、「大阪狭山市いじめ防止基本方針」と「学校いじめ防止基本方針」は出来ているのかという質問である。

事務局 : 「いじめ防止対策推進法」というのに基づいた、「学校いじめ防止基本方針」は3月末までにやらなければならないという法律になっている。教育委員会が策定する「いじめ防止基本方針」の素案は出来ている。教育委員会の附属機関に「大阪狭山市いじめ問題対策委員会」というのがある。これは、弁護士や医師、学識経験者、心理福祉の専門家で組織している。7月に「第1回いじめ問題対策委員会」を開催した。そこで専門家に素案を提示しながら、本市として間違いがないかを検討している。本年途中には、素案という部分を外し、「いじめ防止基本方針」とする。

- 委員長 : 国は去年の9月に法律が出来た。学校の基本方針は3月に決定されているということである。市全体については、骨格が出来ており、最終的な詰めに入っているということである。2点目、和食のことについてどうだろうか。
- 事務局 : 給食センターでは、「大阪狭山市食育推進計画」を策定しているわけではないが、学校給食について話をさせてもらう。現在週3回ご飯給食をしており、従来から一汁二菜という給食の提供をしている。また年間を通じ、行事食、旬の食材を使ったものも出している。和食が世界遺産になったからといって、新たに何かするという事はない。従来、行っていることを皆さんに知らせていなかったということもあるので、保護者に配っている、給食の予定献立表に、行事食などを提供する時には記載したいと思っている。
- 委員長 : 情報提供をしてもらいたいと思う。続いて、重点目標の(5)(6)について事務局にお願いしたい。
- 事務局 : 重点目標(5)(6)についての説明
- 委員長 : P9、10の「現代的課題」についてディスカッションしたいと思う。意見をもらいたい。「キャリア」という言葉が、一般的に理解されていないのではないかと。P9の下から3行目から2行目に言われているが、日本社会ではなかなか理解されていないのではないかと。キャリアについての注釈があってもいいのではないかと。P10の「環境教育の推進」というのがあるが、「特別活動」と「総合的な学習の時間」の順番は逆であろう。
- 委員 : 「安全教育の推進」で「事故・事件・災害において、主体的に判断し、臨機応変に対応できる児童生徒の育成」とあるが、「臨機応変に対応できる児童」というのは、自ら判断し、自ら危険を感じ、自ら避難場所へ行くということなのだろうか。自分達で考え、勝手に行動するということにも捉えられる。
- 委員長 : これは誰に聞いたらいいのだろうか。
- 事務局 : 大震災で、津波の後に両親を探している間や先生の指示を待っている間にとということがたくさんあった。安全な判断を一人で行う必要ならな

い時に判断できるような力をつけるということである。習った通りでなくても動けるという意味で「臨機応変」という言葉を使った。

委員 : いろんな避難訓練はしているが、一つのことしか教えないといつも避難している場所が火事なのに、そこへ向かう恐れがある。いろんな状況になった時どのように行動するかを子どもに教えるようにしている。

委員長 : 臨機応変の意味である。ステレオタイプで行動するのではないということである。

委員 : 「臨機応変」を別の言葉に出来るのではないか。「臨機応変」というとサバイバルな感じを思う。「柔軟に対応する」などどうだろうか。

委員長 : 事務局の方で考えてもらいたい。他どうだろうか。

委員 : 安全教育の災害発生時について、地域で特殊防災の訓練をするが、高齢者の方ばかりが集まってくる。このような時に、中学生などが防災の活動に集まってもらえたら、災害が発生した時に中学生の力を借りることが出来るのではないかという意見がでている。災害発生時の地域との連携を入れてもらいたい。

事務局 : 地域と学校が連携して訓練しているところもあるので、記述させてもらう。

委員長 : P 11、12 の「教育の資質向上」のところである。これは学校教育関係者でないと分からない部分もあると思う。どうだろうか。

委員 : 「現状と課題」の「年齢構成がいびつになっています」について、言いたいことは分かるが、「いびつ」というのを他の言葉に直した方がいい。

委員長 : 「いびつ」ではなく、理解できる言葉に変えた方がいいという意見である。

委員 : 社会でいうと、社長などの役職がある。学校において、校長、教頭というのは分かるが、それ以外はどのようになっているのか。

委員長 : 2007 年の教育三法の改正というものがある。そこで、校長、副校長、教

頭、主幹教員、指導教員というのが新しく設けられている。ミドルリーダーというのが書かれているが、それがここにあたる。

事務局 : 副校長というのは置いていないが、校長、教頭の下には、首席と指導教諭がいる。今までのように教員は同等といったものとは違った組織体系が出来た。生徒指導担当、学力向上担当、教務主任という教育課程の編成を担当するポジションもミドルリーダーとしている。首席を中心とし、管理職の下にもう一層出来ている。

委員 : 役職になっているのか。

事務局 : 首席と指導教員は役職である。

委員長 : ここで一つ言いたいことがある。大学との連携が見えてこない。国が一番大きな課題として掲げている。「大学と教育委員会が連携して、生涯学び続ける教員を養成する」という国の大きなテーマになっている。これについて出してもらいたい。次に基本方針2「安全で快適な教育環境を整備します」について事務局をお願いしたい。

事務局 : 基本方針2「安全で快適な教育環境を整備します」の説明

委員長 : 基本方針2についてである。主な取組については次回以降ということになる。意見はあるだろうか。質問だが、一貫校の小・中連携の予定はあるのか。

事務局 : 一貫校としての予定はないが、カリキュラムとしては一貫性を高めたいと考えている。

委員長 : 新しく小・中一貫校が出来ると国は言っているが、まだ分からない。9年間という動きがある。

委員 : メリットは何か。

事務局 : メリットは段差がなくなるということである。小学5年生から中学生と一緒にクラブ活動することや、料理を一緒にすることで先輩を見ながら、いろんな取組をしていくことができる。いろんな一貫校を視察してきた。中学校の数学の先生が小学校の算数を教えたりと、授業がなめらかに連

携していくのではないかと思う。カリキュラムが連携しているので、小学校でやったことをまた中学校でもやるということがなくなるのではないか。無駄のないカリキュラム体制が出来るのではないか。

副委員長 : 日本では、義務教育が六・三制となっているが、国際的に小学校が4年というところが多い。四・三・二になっている。子ども達の成長が非常に早い。まちで大きな6年生がランドセルを背負って通っているという状況である。小・中を一貫教育ということで9年間としたときに、区割りを弾力的に出来ないかと文科省は考えている。そうなったときにカリキュラムをうまく考える必要がある。学校が小さくなっており、合理化を図るために小・中一貫校という動きが出てくる。文科省が小・中一貫校を進めるのは、六・三制というものをもう一度見直していく時期に差しかかっているからではないか。

委員 : 小・中一貫校を文科省が進めていることを知らなかった。一般には中・高一貫校と言われているのではないか。

委員長 : それもある。中・高一貫校は1999年の法改正で出来ている。

委員 : 趣旨は違うのか。6歳から15歳までを一つのカリキュラムにするのと、12歳から18歳までとするのとでは目的が違うのか。

委員長 : 日本の教育で一番大きな問題は学校間接続である。学校間接続とは、幼・保・小・中・高・大である。それをどのように繋ぐかということが大きな課題になっており、国際社会全体の動きである。その中で、中・高や小・中を繋ぐなど、いろんなことをやるということである。そのように捉えてもらえたらいい。

委員 : 例えば6年間小学校に入れ、その後中・高一貫校に入れるという可能性も考えられる。

委員長 : フレキシブルにということである。

委員 : どこに行っても小学校が6年、中学校が3年と決まっていた。大阪府内でも市や校区によって、一体型の学校もあり非常に多様化してきている。文科省も六・三制の見直しを考えている。非常に多様化してくるということが現状である。

- 委員長 : 今後の学制についてはよくわからない状況である。六・三・三・四の切り方についていろんな考え方がある。これが変わることは間違いないが、まだ決まっていない。決まったとしても、それぞれの学校に任せるといようなことも起こりうる。今までの行政の手法は取らないということになっている。いろんな形で子ども達が自分の進路を獲得出来るような道筋を作っていこうということである。
- 委員 : 大阪狭山市は2学期制である。2学期制は良くないというアンケートの結果が出ている。3学期制を2学期制にするメリットは、先生の多忙を無くすためという話であったと思う。今回の小・中のことも先生が楽になるということなのだろうか
- 委員長 : そのようなことは全く関係ない。2学期制も教師の多忙とは関係ないと思う。別の問題である。私達がこれからの狭山の子ども達を作るので、保・幼・小・中の連携を進めていくという大きな方針で望んだらよいのではないか。特に何かないだろうか。次のP 3、4「教育施設環境の改善・充実」について何かあるだろうか。では、基本方針3について事務局にお願いしたい。
- 事務局 : 基本方針3についての説明
- 委員長 : P 1、2の「家庭教育の充実」についてどうだろうか。「おおさかさやま家庭教育指針」というのはあるのか。
- 事務局 : ある。
- 委員長 : それを基にということである。取組のところでも議論するので、そこで指摘してもらってもいい。特にならうか。P 3、4「地域教育の充実」というところにいきたいと思う。どうだろうか。全国学力・学習状況調査で狭山の子どもは地域行事に参加しないというデータが出ている。これを何とかしたいという願いもこの中にはあるようである。現状認識、課題認識はこれでいいだろうか。
- 委員 : 地域教育についてである。地域防犯ステーションを設置し、防犯の拠点として活動をしているようだが、防犯にプラスアルファで地域の活動などを加えると、子ども達も直に地域の活動が見えていいのではないか。

総合型スポーツクラブなどは各学校に拠点を置いていっていることを行っていた。狭山も学校内に地域の活動の拠点を置いてはどうか。

委員長 : 地域防犯ステーションをもう少し大きな意味で捉えた方がいいという意見である。事務局どうだろうか。

事務局 : 内容を検討したいと思う。

委員 : 地域防犯ステーションは各学校にあるのか。7つのまとめ役はあるのか。

事務局 : 各学校単位である。小学校にある。

委員 : 学校単位で単独であるということか。各学校の情報交流などは行っているのか。

委員 : 私は一時期、地域防犯ステーションの委員をしていたことがある。市からは担当の方が一人か二人出席している。地区長などが会議の長を決め進行をする。他の防犯ステーションの委員との交流はほとんどなかった。

委員 : 地区ごとにも連携はあまりない。その意見をまとめて共有しないのかということを見たが、誰がするのかという話になる。市もそれをまとめようとしていないと感じる。

委員 : 学校内にある防犯ステーションについて、教育委員会があまり関知していないということは問題ではないか。地域の教育力を高めようと、地域の人が集まっているのだから、それを利用するべきではないか。

委員 : コーディネーターのような人がいたら意見を聞き動ける。集まったことによって、どこかに役立ったという話は聞いたことがない。

委員長 : 市全体が繋がるような場を設けてもらうように、担当部局の方に話をしてもらいたい。

委員 : 地域で問題があった時のメール配信はあるのか。

事務局 : 配信している。

- 委員長 : P 5、6 についてどうだろうか。一つ聞きたいが、「放課後児童会」というのは、狭山では「留守家庭児童会」のことか。国の事業をご存じだろうか。「全児童対策」と「留守家庭児童会」という事業を合わせていこうということである。「放課後対策事業」と「留守家庭児童会」というのを合わせていこうという流れが出てきている。特に P 5、6 について意見はあるだろうか。
- 委員 : 現状と課題の真ん中の方に「地域協議会を支援し」とあるが、どこまで支援しているのか。発展型について検討することは無理か。コミュニティスクールに発展できないか。地域協議会も存在があやふやである。
- 委員長 : 地域協議会への支援を明確にした方がいいという意見である。コミュニティスクールを作ることを目標にし、もう少し課題認識を持つような文章に直してほしいということである。事務局で検討してもらいたい。他に意見はあるだろうか。全体を通して質問はあるだろうか。  
最初の P 4 の 「知識を活用し、問題を解決する力を育む授業づくり」の最初の文章が「めあてを明確に」とあるが、「めあて」という表現が漠然としすぎているので、「到達目標」に変えてはどうか。今日いろんな意見をもらったので、次回事務局の方が整理してもらえと思うが、何か言うておくことはあるだろうか。
- 委員 : A 3 のプリントで、「生涯にわたるスポーツ・学習活動を支援します」の「スポーツ活動の推進」「社会教育・文化芸術の振興」とあるが、「親しむ機会の充実」というのはどのようなことか。
- 委員長 : これは誰に聞いたらいいのだろうか。「文化・芸術に親しむ機会の充実」の「親しむ」ということの中身についてである。
- 事務局 : の「文化・芸術に親しむ機会の充実」の具体的な内容についての質問だが、次回の策定委員会で基本方針 4、5 は現状と課題、施策の方向性というところまで進めさせてもらおうと思うので、その中で触れたいと思う。
- 委員 : P 5 「支援教育」について、身体障害者の療育施設はあるのか。
- 事務局 : 藤井寺支援学校や堺支援学校などの専門家が巡回で来てくれている。そこで教員が教えてもらいながら、指導するというのを定期的に行って

いる。

委員長 : 施設はないが、巡回の人を通して学習の場があるということである。

委員 : P 6「学校・家庭・地域との連携」の主な取組についてである。「地域の力を学校運営に生かす」とあるが、どのようなことなのだろうか。

委員長 : 先ほど、ある委員が言っていたコミュニティスクールのことに関係してくる。その話も次回出てきた段階で議論してはどうか。

委員 : 「学校運営に生かす」というのは学校の中に入ってくるということか。

委員長 : 次回の策定委員会で議論をしたらいいのではないか。全体的なまとめを新坊副委員長にお願いしたい。

副委員長 : 細かな文言の修正はあるかと思うが大筋は問題ないと思う。主な取組の中で分かっているようで分かっていなかったことがたくさん出てきた。次回、地域についてであるが、地域・学校・家庭になってくると、難しい所が出てくると思う。防犯ステーションについても、大阪狭山市全域を網羅しようとする、学校という区分がいろんなところに出てくる。防犯、防災は行政によって担当部署が違うところが、現場では学校に集約されていく。学校が果たすべき機能が、子どもの教育だけではなく、多岐に渡っている。そのようなところで、今回は難しい部分の審議になると思うが、よりよい大阪狭山市になるように協力してもらいたい。

委員長 : それでは、今日の策定委員会を終わりたいと思う。事務局に第 8 回の委員会の日程についてお願いしたい。

### 3. その他

今後のスケジュール

・次回会議予定について 平成 26 年 9 月中旬

### 4. 閉会

以上